

# 国際的インテグレーションと国際租税調整（下）

鶴田廣巳

## 目次

I カーター報告と国際的インテグレーション	
1. 国際所得課税に関するカーター提案	
2. 部分的統合提案の諸理由	
II 国際的インテグレーションと国家間の公平	
1. 国家間の公平をめぐる対立	
2. 実効的相互主義の意義と発展	以上、前号
III 國際租税調整と財政負担問題	以下、本号
1. EEC会社課税制度の調和に関する指令草案	
2. ルディング委員会勧告	
3. 国際的インテグレーションの財政問題	

## III 国際租税調整と財政負担問題

前節までの展開から、国際的インテグレーションの実現のためには、資本輸入国の側ではなく、資本輸出国の側がまず主導的な役割を果たすべきことが明らかにされた。しかし、その場合、国際的インテグレーションのために必要な財政負担を誰が、どのような形で負担するのかが直ちに問題になる。すでにみたとおり、資本輸出国の側が対外投資に対して統合を及ぼしたケースが皆無であることにみられるように、資本輸出国は積極的な財政負担を行う姿勢をまったく示してこなかった。むしろ、資本輸入国側が対内ポートフォリオ投資に対し租税条約にもとづいて税額控除を認める形のほうが多くみられるのが、これまでの現実である。しかし、資本輸入国が財政負担を負う方向ははたして正しい解決方法といえるのであろうか。

この問題について、国際所得課税のルールとして確定的な解決策は見出されていない。むしろ、各国は国際的インテグレーションを実現する方向から離れ、クラシカル・システムに回帰する動きさえ強めているのが現状である。しかし、これまでの歴史をふり返ってみると、今後の方向を示唆する重要な提案がすでに行われている。それはEUの税制統合の試みのなかで提示され、実現するまでには至らなかったが、財政負担問題を考えるうえでは欠くことのできない歴史的文書と評価することができる。そのひとつは、1975年に欧州委員会から欧州理事会に提出されたEECでの会社課税制度の調和に関する指令草案であり、いまひとつは1992年に発表されたルディング委員会の勧告である。まず、前者からみてみよう。

## 1. EEC会社課税制度の調和に関する指令草案

ヨーロッパ共同体のめざす共同市場の実現にとって、障壁やゆがみのない自由な資本移動と中立的な競争条件の創出は不可欠の要件であり、そのためには事業活動と事業所得に対する課税制度の統一を実現することが共同体発足以来の重要な課題であった<sup>1)</sup>。しかし、ローマ条約には二重課税の除去についての簡単な言及以外、直接課税の調和に関する規定が存在しないことから、この分野での進展は遅々とした歩みをとどめた。1969年には、クロスボーダーの合併および親子会社間関係に対する課税について2つの指令草案が提出されたが、これらが事業課税についての限定的な改革案であったことから欧州理事会はその決定を見送ってきた。このため、より枠組みの広い、会社課税制度全般の調和に向けた改革案として提出されたのが、1975年の指令草案であった<sup>2)</sup>。草案の説明メモランダムによれば、委員会が共通インピュテーション方式を最終的に選択した理由として、①会社の資金調達形態に関する中立性の確保、②事業の法的形態に関する中立性の確保、③課税の公正の実現、④租税回避の防止、⑤株式市場の発展などの目標を達成できることがあげられている<sup>3)</sup>。

共通インピュテーション方式のもとでは、共同体加盟国は配当、留保を問わず单一の法人税率（普通税率）を適用し、共同体居住者が配当を受け取った場合、その配当には税額控除が付され、株主はその所得ないし利潤に対する税額からこれを控除することができるものとされている<sup>4)</sup>。加盟国は、普通税率を45%から55%の範囲内に設定し、また、税額控除の率も同様に45%から55%の範囲内に設定する<sup>5)</sup>。法人が法人税を負担していない利潤から配当を行う場合、あるいは、法人税の納付後5年以上にわたり留保した利潤から配当を行う場合、税額控除額に等しい補償税（compensatory tax）が課税される<sup>6)</sup>。親会社が他の加盟国に所在する子会社から受け取る配当には課税が行われない<sup>7)</sup>。親会社が他の加盟国の子会社から受け取った配当を

1) Pool, W.E. (1976), "Reply to the Special Issue on the Harmonisation of Systems of Company Taxation and of Withholding Taxes on Dividends," *European Taxation*, p.334.

2) *Ibid.*, p.335.

3) Commission of the European Communities (1975), "Proposal for a Council Directive Concerning the Harmonisation of Systems of the Company Taxation and of Withholding Taxes on Dividends," *Intertax*, pp.216-218.

4) *Ibid.*, pp.226-228. なお、加盟国は、特定の場合、また、経済・地域・社会政策上のやむをえない理由によりこの範囲外の税率を採用することができるが、その場合、欧州委員会に通知し、委員会は加盟各国にそれに関する見解を伝えるものとされた。

5) 税額控除率は、法人税込み配当に対する普通税率による法人税額の比率に45~55%の数値を乗じて算出される（草案第8条2項）。したがって、その定式は、 $[a/(100-a)] \times b$  となる。ただし、aは法人税の普通税率（%）、bは草案第8条（Article 8）で示された45~55%の範囲内の数値である。加盟国はこの定式により独自に税額控除の率を決定することが認められる。Cf. *Ibid.*, p.220 & p.228.

6) なお、ACTタイプの法人税が課税されている場合には、当然、補償税は課税されない。また、税額控除を受ける資格のない株主の場合、補償税は還付される。Cf. *Ibid.*, p.229.

7) これは69年の親子会社間関係についての指令草案のなかで規定された。

5年以内に株主に再配分する場合、法人税非課税の配当の場合に納付しなければならない補償税は、配当に付された税額控除との相殺が認められるが、税額控除が補償税を上回っても税額の還付は行われない<sup>8)</sup>。要するに、共通インピュテーション制度のもとでは、他の加盟国（資本輸入国）に所在する法人（あるいは子会社）が納付した法人レベルの税は、税額控除を媒介にして株主（あるいは親会社）が居住する加盟国（資本輸出国）のインピュテーション制度と統合されるのである<sup>9)</sup>。

この国際的インテグレーションにより資本輸出国の株主に（ないし親会社が再配当を行う際にその配当について）認められる税額控除の財政負担の仕組みは、この指令草案のもっとも興味深い点であるが、その基本的特徴は税額控除の財政コストを、配当を行う企業が所在する国、つまり資本輸入国に負担させるところにある<sup>10)</sup>。つまり、資本輸入国の法人税と資本輸出国の個人所得税との統合は、個人株主に支払われる配当に付された税額控除により資本輸出国のインピュテーション制度を通じて行われるが、その負担は資本輸入国が負う。具体的には、株主は受取配当に付されている証票（voucher）を自国での納税申告の際に提示して税額控除を受け、株主が居住する国はその証票を資本輸入国に送付してそのコストの弁済を受けるというものである<sup>11)</sup>。証票を通じて資本輸出国・資本輸入国間で財政コストを清算することから、この方式は交換所方式（clearing house arrangement）とも称される<sup>12)</sup>。

このような財政コストの分担方式の提案が行われたのは、インピュテーション方式にもとづいて共同体の共通法人税制を構築し、法人税率も一定の狭い幅のなかに収斂させようと欧州委員会が企図したからであろう。資本輸入国も資本輸出国も同程度の統合を行い、相互間での配当の流れもほぼ同じ規模であれば、法人税率、配当控除率が一定の幅に設定されると、財政負

8) *Ibid.*, pp.229. なお、ある加盟国の法人がその国の法人から受け取る配当に法人税を納付しておらず、その配当を再分配する場合には、①たとえ5年以上経過していても相殺を認める、あるいは②補償税を課税しない、のいずれかの規定が適用される。また、他国のP Eの利潤を親会社が受け取り、そこから配当が行われる場合、P Eの利潤にはそのP Eの所在国の税額控除が付され、子会社の場合と同様の取り扱いが適用される。

9) 各国の法人税率および税額控除率を一定の幅のなかに収めるとはいえる、完全に一致するわけではないことから、各国の統合度合いには若干の格差が残る。したがって、たとえば、「資本輸入国の税額控除率＜資本輸出国の税額控除率」の場合、資本輸出国の株主（ないし配当を行う法人）は補償税によりその差額を納付しなければならない。また、「資本輸入国の税額控除率＞資本輸出国の税額控除率」の場合、還付は行われないため、資本輸出国の株主（ないし配当法人）の追加的負担になるなどの問題が生ずる。Cf. Ault, H. J. (1978), "International Issues in Corporate Tax Integration," *Law and Policy in International Business*, p.480.

10) Commission of the European Communities (1975), *op.cit.*, pp.223 & p.230. なお、この税額控除は、配当の受取人が公益を有する機関で税額控除を受ける資格のない機関の場合にも適用される。

11) *Ibid.*, pp.223.

12) Cf. Ault (1978), *op.cit.*, p.417; McLure, Jr., C. E. (1979), *Must Corporate Income Be Taxed Twice?*, p.191.

担を資本輸入国が負うのか、それとも資本輸出国が負うのかは問題ではなくなる<sup>13)</sup>。どちらが負担するにせよ、各國は一方で財政コストを負担し、他方で負担を免れるからである。この意味では、共同体を構成する諸国のあいだでは経済的格差は相対的に小さく、したがって共通法人税制が採用されれば、財政負担をめぐる対立は解消するとも考えられる。指令草案は、統合の財政コストを資本輸入国に負担させ資本輸出国の負担を緩和する形をとることにより、共通法人税制への移行を促進しようとしたと考えられるのである。財政コストの負担方式について、草案は、加盟国が二国間での合意により、配当の受取人に影響を及ぼさない限り、税額控除のコストを双方で分担することができるものとも規定しているが、このことは資本輸入国が財政負担を負うことがクリアリング・ハウス方式の絶対的条件ではないことを裏書きしている。

## 2. ルディング委員会勧告

ルディング委員会の勧告は、単一欧州議定書（1987年発効）以来加速した共同市場の完成とEU発足にむけた動きを背景に、域内におけるクロスボーダーの事業活動の障壁を除去ないし削減する手段を検討する一環として提出された<sup>14)</sup>。それは、欧州委員会がさきの75年指令草案を公式に撤回するとともに、共同市場成立後の域内における事業課税の調和の必要性について長期的な観点から検討を行うよう専門家委員会に付託した結果、1年余りの検討をへて提出されたものである。

この勧告の特徴は、75年草案と異なり、「短期的には、理想的な法人税制度を勧告しようとしなかった」とした点に見出すことができる<sup>15)</sup>。もちろん、委員会も、共同体諸国における法人税制度の全面的な調和が長期的な目標としては望ましいことは認める。しかし、共同体の発展の現段階ではむしろ、①クロスボーダーの事業投資や株式保有を妨げる各国税制の差別的措置やゆがみをもたらしている措置を除去すること、②加盟国間の過度の租税競争を制限するために、法人税率の最低水準や課税ベースの最低限についての共通ルールを設定すること、③投資促進の目的で加盟国が認めている租税インセンティブについて最大限の透明性を確保するよう促すことに、共同体は集中的に取り組むべきであると勧告するのである<sup>16)</sup>。

勧告は、第1にクロスボーダー所得に対する二重課税の除去、第2に法人税の改革、第3に地方事業税の改革の3本柱に大別されるが、なかでも重要なのは法人税の改革である。その内

13) McLure, Jr. (1979), *ibid.*

14) Commission of the European Communities (1992), *Report of the Committee of Independent Experts on Company Taxation*, pp.23-24.

15) *Ibid.*, p.202. 邦訳（1992）、「Ruding委員会のEC企業課税に関する結論と勧告（2）」「税経通信」9月号、10ページ。ただし、訳文は本邦訳にしたがっていない。

16) *Ibid.* 邦訳、同上。委員会は、勧告の内容を3段階で実行に移すよう提言しているが、第3段階は経済連合の完成時とされており、したがって、ほぼ10年程度で各国の税制を調整していくことを構想していたと考えられる（*Ibid.*, p.27 & p.203. 邦訳、同上）。

容は、法人税制度のあり方、法人税率の調和、租税インセンティブの制限、法人税の課税ベースの再検討からなる<sup>17)</sup>。このうち、国際的インテグレーションの財政問題という当面の問題に直接係わるのは、法人税制度のあり方および法人税率の調和である。

勧告によれば、クラシカル・システムであれインピュテーション制度であれ、理論的には、すべての加盟国が無差別の共通法人税制を採用するのが望ましいことは明らかであるが、新規投資の効率的な配分の観点からどの制度がもっとも望ましいかは決して明らかではないという。共同体内部ではクラシカル・システム、インピュテーション制度、受取配当に対する個人所得税の軽減税率の適用方式などが並存しているが、委員会は近い将来にすべての加盟国が同じタイプの法人税制を受け入れるとは予想できないものの、インピュテーション方式ないしは個人所得税率の軽減方式のいずれかにより、他の加盟国から支払われる配当にも救済措置を認めることが望ましいと勧告する<sup>18)</sup>。これは、資本輸出国の株主（法人・個人）が他の加盟国（資本輸入国）の法人から受け取る配当について、資本輸入国の法人税と資本輸出国の所得税とを統合しようとするものである。配当課税の救済の程度は、株主の居住地国の税率、あるいは配当の源泉地国の税率のいずれかによるものとされている<sup>19)</sup>。つまり、統合は資本輸出国の側で行うが、その統合の程度は資本輸入国ないし資本輸出国のうちの低い水準に合わせて行うものとされた（reciprocal minimum relief）。ただし、資本輸出国の側が望む場合、両国の統合度合いの高い水準に合わせて救済措置をとることは可能とされた<sup>20)</sup>。いずれの場合であれ、そのような課税軽減措置の財政コストは資本輸出国（居住地国）が負担するものとされている。その結果発生する税収ロスについて、勧告は、資本輸出国がそれを抑制しようとする場合、法人税率を調整することにより相殺できるとしている<sup>21)</sup>。

勧告は、インピュテーション方式をとる国が他の加盟国から国内の株主が受け取る配当に税額控除を認めるよう提案したが、逆に、他の加盟国に居住する株主に税額控除を拡張適用することはソース・ルールの原則に反するとして提案しないこととした<sup>22)</sup>。

17) 勧告は、法人税の課税ベースについて詳細な分析と勧告を行っているが、これは、75年草案が課税ベースの検討を欠いていたことが、その挫折の要因になったこと、また、アメリカの税制改革の影響によって、課税ベースと税率の改革がセットで取り上げられるようになったことなどを反映するものであろう。Cf. *Ibid.*, p.23.

18) *Ibid.*, pp.207-208. 邦訳（1992）、「Ruding委員会のEC企業課税に関する結論と勧告（3・完）」「税経通信」10月号、30-31ページ。

19) *Ibid.*, p.207. 邦訳、同上、31ページ。

20) Ault (1992), "Corporate Integration, Tax Treaties and the Division of the International Tax Base: Principles and Practices," *Tax Law Review*, p.592.

21) Commission of the European Communities (1992), *op.cit.*, p.207. 邦訳（1992）、「税経通信」10月号、31ページ。この点について、Aultは、勧告は事実上、国際的インテグレーションの負担を国内投資に転嫁するものではないかと指摘している。Ault (1992), *op.cit.*, p.593.

22) Commission of the European Communities (1992), *ibid.*, p.208. 邦訳（1992）、「税経通信」10月号、32ページ。

法人税率に関しては、委員会は、加盟国間での過度の租税競争を抑制するために、法定税率および課税ベースに関して中期的に最低限度の調和を達成することが望ましいとして、30%の最低法人税率を定めるとともに、最高税率についても40%を限度とするよう勧告した<sup>23)</sup>。さらに、配当に対する国際的な二重課税の除去と関連して、委員会は、配当に対する源泉徴収税の事実上の撤廃を勧告した<sup>24)</sup>。

以上のような30%の最低法人税率、源泉徴収税の事実上の廃止および資本輸出国の側での統合という組み合わせをもつ勧告の内容について、Aultの次のような評価は首肯できるであろう。第1に、源泉徴収税の廃止と法人税率の調和は、各国にその対内投資について源泉地国としてほぼ同等の税収配分を保障する。第2に、各国の統合の程度が同等ならば、各国は資本輸出中立性の達成を保障される。第3に、資本輸入国と資本輸出国の法人税制が異なる場合、資本輸出国が相手国の救済程度を上回る統合便益を適用してそのコストを負担しない限り、潜在的にはゆがみは残る、と<sup>25)</sup>。

要するに、ルディング委員会勧告は、各国の法人税制が異なることを前提とし各国の法人税率を一定の幅に収めることを通じて、資本輸入国（源泉地国）としての各国の第一次課税権を保障するとともに、資本輸出国（居住地国）に統合とその財政負担の責任を委ねることにより、各國間の公平、資本輸出中立性、納税者間の公平を実現しようとしたのである。その意味で、現実の厳しい制約条件のなかで国際的なインテグレーションを実現するきわめて実践的な統合プランであったと評価できよう。

### 3. 国際的インテグレーションの財政問題

以上2つの提案に共通して確認できることは、統合を可能にするためには各国の法人税率ができるだけ狭い幅のなかに収斂させる必要があることである。そして、この要件が満たされたならば、財政負担を源泉地国（資本輸入国）と居住地国（資本輸出国）のどちらが負うのかはそれほど重大な問題ではなくなる。したがって、2つの提案では財政負担の責任の所在を、一方は資本輸入国に、他方は資本輸出国に委ねることで異なっているかにみえるが、実際には両者が負担を半分ずつ分担する構想と考えられるのである<sup>26)</sup>。

しかし、国際的インテグレーションについてこれまでの代表的な研究では、必ずしも同様の方向が提起されているわけではない。その詳細な検討は省略せざるをえないが、当面の問題に必要な限りでみてみると、たとえばMcLureは次のような結論を導いている。

23) *Ibid.*, pp.209-210. 邦訳、同上、33-34ページ。

24) *Ibid.*, pp.203-204. 邦訳(1992), 「税経通信」9月号、11ページ。勧告は、親子会社間等の配当については無条件に源泉徴収税を廃止する一方、それ以外の配当については、納税者番号(tax identification number)の提示などによりEU居住者(個人・法人)であることを証明できる場合には免除するものとした。

25) Ault (1992), *op.cit.*, pp.592-593.

26) McLure, Jr. (1979), *op.cit.*, p.246.

理論的には、法人源泉分配所得に対する居住地国ベース課税のもとで成立する資本輸出中立性は、統合ないし配当救済を行うのに必要なインピュテーション税額控除を源泉地国ないし居住地国のいずれかが認めることにより達成される。しかし、執行上の理由から、居住地国が子会社への直接投資以外のケースにインピュテーション税額控除を認めることは考えられない。むしろ少なくともポートフォリオ投資については、源泉地国がインピュテーション税額控除を認める方式の方が進展の可能性が高い。源泉地国は税収ロスの懸念からそうした方向には反対するだろう。しかし、①源泉地国は法人所得の留保部分からは従来どおり税収を確保できる、②対外投資のほとんどは直接投資が占める、③源泉地国がとくに発展途上国の場合、インピュテーション税額控除のコストを分担する何らかの補償的取り決めが締結される可能性があるなどの点からみると、ポートフォリオ投資の場合の財政負担を源泉地国に委ねることは十分に可能である。要するに、構想されるべき制度は、源泉地国がポートフォリオ投資に対して、居住地国が直接投資に対して配当救済を認めることになろう、と<sup>27)</sup>。

McLure自身が認めるように、この構想ではポートフォリオ投資については外国税は国内の個人所得税とは統合されない結果になる。その意味で、資本輸出中立性、納税者間の公平および各国間の公平が実現される保証はない。その意味で、この構想はあまりにも現状追認的と評価せざるをえない。

もうひとつの代表的な研究は、Aultによるものである<sup>28)</sup>。その改革案は内容の面では精緻であるが、やや漸進的性格が強いところにその基本的特徴がある。そこでは、クラシカル・システムをとるアメリカとインピュテーション方式をとるドイツ、双方ともにクラシカル・システムをとるアメリカとオランダの国際課税関係の改革方向について、ポートフォリオ投資と直接投資とに区別して論じられている。米蘭関係は双方ともクラシカル・システムを維持することを前提とした改革案であり、ここでは参考にならない。米独の国際課税関係に見られる对外投資のディスインセンティブを資本輸出中立的な方向に改革する場合の方式について、Aultは居住地国主導型のケース、源泉地国主導型のケースに分けて検討している。

まず、前者については、居住地国が救済措置を認め、そのコストも負担する方式が可能性として考えられる。具体的にはこれは、両国が源泉徵収税を廃止し、アメリカはアメリカの投資家がドイツ企業から受け取る配当を課税免除する一方、ドイツはアメリカの法人税を自国のインピュテーション制度に統合することにより実現される。つまり、両国は対内投資に対し源泉地国として法人税の課税権を保持するが、对外投資については課税を放棄することになる。これによりほぼ資本輸出中立性が達成される。税収配分については、両国は源泉地国としての資格で税収を確保し、居住地国としては税収を放棄することになる<sup>29)</sup>。したがって、この場合に

27) *Ibid.*, pp.212-213.

28) Ault (1992), *op.cit.*

29) *Ibid.*, p.599.

も、両国の法人税率が大きく乖離している場合には、この方式では利害が対立する可能性があることがわかる。

次に源泉地国が統合の救済措置を認めるケースは、すでに何度も言及したとおり、両国がインピュテーション制度を利用して他国の株主に相互にインピュテーション税額控除を認めることにより実現される<sup>30)</sup>。アメリカはクラシカル・システム国であるため外国株主にアメリカの法人税負担を軽減することは複雑なプロセスにならざるをえないが、軽減分を何らかの形で相当する税額控除額に換算して外国株主に認める方式か、ドイツが自国投資家の対米投資に対するアメリカ法人税を自国のインピュテーション制度に組み込み、そのコストをアメリカがドイツに対して負担する方式のいずれかになる<sup>31)</sup>。

救済措置を源泉地国、居住地国のいずれかに委ねる以上の方のほか、Aultは、両国間で双方の配当所得に対する税収を分割する方法についても指摘している<sup>32)</sup>。これには3つの方式がある。第1はすでにみた交換所方式である。すなわち、上述した居住地国主導型方式のもとで、源泉地国がその税収の一部を居住地国に還元するものであり、この実現のためには国際課税関係では一般に典型的とはいえない多角的な国際協調が前提となるため、実行は困難であるとされている。第2は伝統的な課税管轄権の割当を一部修正する方式である。たとえば、先の例では、ドイツがアメリカの法人税の一部のみを自国のインピュテーション制度に統合し、他方、アメリカは自国の投資家がドイツ法人から受け取る配当の一部のみを課税免除するというものである。しかし、これも執行上の複雑さを増幅するとか、国際投資決定に再びゆがみを持ち込むといったおそれがある。第3は源泉徴収税を利用する方式である。たとえば、源泉地国主導型方式のもとで源泉地国が一定税率の源泉徴収税を採用し、居住地国がそれに対して税額控除を認めれば、源泉地国にも税収が保障される。

以上に述べてきた方式はポートフォリオ投資のケースであるが、同じことは直接投資の場合にも基本的には当てはまる<sup>33)</sup>。

さて、以上みてきたように、国際的インテグレーションの財政問題は、結局、国際的な所得課税システムとしてどのような方式が望ましいのか、それを実現するために資本輸入国、資本輸出国としてどのような役割が期待されるのかという問題に帰着するであろう。これまでの提案や研究によって、解答はある意味で出尽くしているともいえる。その負担は理論的には資本輸出国が負うのが相当であり、しかも、資本輸出国が発生ベースで課税を行う場合には外国子会社や外国法人がその法人所得の一部を留保することにより現在は課税が繰り延べられている部分についても当期ベースで課税が行われることになり、統合による税収ロスを相当規模相殺

30) *Ibid.*, p.600.

31) *Ibid.*, pp.600-601.

32) *Ibid.*, pp.601-602.

33) *Ibid.*, p.604.

することも予測される<sup>34)</sup>。いずれにしても、実際に資本輸出国と資本輸入国のいずれが負うのか、それとも両者が分担するのかは、国際租税協調の成熟度に依存するであろう。グローバルな資本の進出に対応して、その収益の国際的な流れも輻輳し、高次化している時代にあっては、多次元的な資本所得の課税関係を従来の二国間の枠組みで対処しようとしても不可能に近い。いまや、多国間で国際課税問題に対処しなければ解決方向は見出せないのである。この意味で、世界租税機構のような国際機関を必要とする時代に入っている。グローバリゼーションの時代にふさわしいグローバルな厚生の最大化をめざすとともに、対立する各国の国益を調整して各國間の公平を実現し、グローバル所得の公平を実現しようとするならば、可能な限り規範的モデルに近づく国際的な協力と協調が不可欠である。各国の租税政策がそうした方向を指向することができるかどうか、とりわけ先進諸国以上に困難な先進国と発展途上国との国際課税関係の場合には、国家間の実質的な公平を保障することができるかどうかが成否を左右するであろう。

最後に指摘しておきたい点は、国際租税協調におけるアメリカの役割である。一方で、アメリカは、統合国との租税条約交渉では無差別原則にもとづき、非居住の外国投資家に税額控除を認めず外国法人税を統合しないのは差別待遇であり、撤廃されるべきだと主張を常に繰り返してきた。しかし、もし統合国がこの主張を受け入れて対外支払配当に税額控除を認めた場合、すでにみたように、直接投資のケースでは間接外国税額控除の削減を通じてアメリカの国庫にその利益が吸収され、ポートフォリオ投資のケースではアメリカ投資家の対外投資收益率を上昇させることにより利益は投資家に帰属することになる<sup>35)</sup>。前者は源泉地国の負担で一方的にアメリカの国庫に利益を与えることにより、源泉地国課税権を脅かす結果を招き、国家間の公平の実現もあやうくなる。他方、後者は、アメリカの国内投資と対外投資の税引後收益率に格差をもたらすことにより、資本輸出中立性の達成を不可能にする。他方、アメリカは無差別原則によってクラシカル・システム国の中立性を守られ、国庫ないし投資家が得る利益に対応する利益を源泉地国に与えずにする。アメリカにおいて、再三にわたり法人税の統合を実現するようにとの報告書が財務省等から提案されながら、今まで実現していない要因もまた、この点に係わると考えられるのである。

これはいわば、国際課税分野における基軸通貨国の特権的な立場に等しいといってよい。国際資本移動において圧倒的な地位を保持するアメリカがクラシカル・システムをとることは、その意味で、国際課税の領域では特別な意味をもつのである<sup>36)</sup>。グローバリゼーションは否応

34) 居住地国による発生ベース課税が統合のコストをまかなう可能性があることについては、岡村忠生（1992）、前掲論文、参照。

35) Ault (1978), *op.cit.*, pp.486-489.

36) McLure, Jr. (1979) の法人の二重課税問題に関するコンファレンスの議論でも、類似の論点が議論されたことが紹介されている。そこでは、アメリカの対外投資は外国の対米投資の約5倍の規模に達しており、したがって源泉地負担論は「まったく非対称的」な利害を代表していることが指摘されている。Cf. McLure, Jr. (1979), *op.cit.*, p.243.

なく各国をさまざまな経済競争に巻き込む。租税競争もそのひとつである。そして、各国が租税競争のなかで相対的に強い交渉力を得ようとすれば、統合制度よりもクラシカル・システムに回帰する方が有利である。各国が国際的な租税競争の圧力の下で、クラシカル・システムに回帰する傾向を強めるならば、法人税制は国家間の公平、資本輸出中立性、納税者間の公平からますます遠ざかることになる。これは、悪循環であり、囚人の論理である。この袋小路を脱出するためには、アメリカは国際課税の分野においてとくに重要な役割を果たさなければならぬのである。

クラシカル・システムを採用している国の場合、租税収入を犠牲にして法人レベルの外国税額控除を行ったり、株主レベルでの配当税額控除を行う必要はない。アメリカがクラシカル・システムを採用し続けたとしても、アメリカの国際的な経済的地位、国際金融市場に占めるその位置からして、資本の流入を確保することは容易であり、また、アメリカからの資本の流出も継続するであろう。アメリカは租税収入を失わずに、自国の経済的・金融的優位を維持できるのである。他方、双子の赤字や国際収支危機などによって問題が差し迫ると、資本輸出中立性さえ無視して、むしろ資本輸入中立性に立脚する租税政策への傾斜を強めてきたのも、ほかならぬアメリカ自身であった<sup>37)</sup>。そのアメリカは、他方では、国際租税原則とされる無差別主義、相互主義に基づき、租税条約締結の相手国に対しては、事実上、課税上の譲歩を迫るのである。アメリカのこうした国際租税政策上のスタンスが、国際租税協調の大きな障害となっていることについては、もはや多言を要しないであろう。

---

37) たとえば、こうした主張を代表するものとして、次の文献を参照のこと。G. C. Hufbauer (1992), *U.S. Taxation of International Income: Blueprint for Reform*, Institute for International Economics. 抽稿(2000), 「〈研究ノート〉多国籍企業と国際租税原則—G. C. ハフバウアーの所説を中心に—」OECD租税研究班「OECDモデル租税条約は国際租税法の紛争解決規範となりうるか」(研究叢書第21冊) 関西大学法学研究所。